

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(地震)

地震調査研究推進本部（文部科学省）の地震発生可能性の長期的な確率評価によると、南海トラフでは、マグニチュード8～9クラスの地震が、今後30年以内に80%程度の確率で発生すると見込まれている。

その際、当市のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域において、震度6強の揺れが予想されている。

また、中央構造線断層帯根来区間においては、今後30年以内にマグニチュード7.2程度の地震が発生すると推定され、その確率は0.008%～0.3%とされている。

その際、当市のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域において、震度7の揺れが予想されている。

(洪水)

市の南端を流れる紀の川は、古くから台風や豪雨によって洪水氾濫を起こしており、期間の豪雨が発生した場合は、堤防からの越水による氾濫などの洪水被害の発生が考えられる。

また、紀の川の水位上昇に伴い、紀の川に流れ込む支川等の内水氾濫による浸水被害が発生している。

当市のハザードマップによると、紀の川が氾濫した場合、市南部の紀の川沿いの地域において最大で5mを越える浸水が予想されている。

(土砂災害)

当市のハザードマップによると、市北部の和泉山脈沿いにおいて、土砂崩れや地滑り等の土砂災害が生じる恐れがある「土砂災害警戒区域」等に指定されている箇所が複数あり、京奈和自動車道岩出・根来インター付近など、製造業等事業所が複数立地する箇所も指定区域の一部となっている。

(その他)

当市の段丘面や山麓部には、築造年代の古い多数の農業用ため池が分布する。これらため池の崩壊は農業関係のみならず、人命、家屋、公共施設等に被害を及ぼすことが考えられる。

なお、当市は内陸に位置しており、和歌山県が定める津波浸水想定区域外であり、津波による被害は想定されていない。

(2) 商工業者の状況（令和3年経済センサス）

- ・商工業者等数 1, 408 事業所
- ・小規模事業者数 1, 090 事業所

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	135	133	市内に分散している。
	製造業	80	67	市内に分散している。
	卸売業、小売業	394	252	国道24号など幹線道路沿いに多い。
	飲食業、宿泊業	198	126	国道24号など幹線道路沿いに多い。
	サービス業	447	375	市内に広く分散している。
	その他（上記以外）	154	137	市内に分散している。

※「サービス業」；産業大分類 L(学術研究、専門・技術)、N(生活関連、娯楽)、O(教育、学習支援)、P(医療、福祉)、Q(複合サービス)、R(その他のサービス)の値を合計したもの。

(3) これまでの取組

①当市の取組

項目	備考
地域防災計画の策定	年1回改訂
地域防災訓練の実施	年1回(10月)、7会場で実施
防災備品の備蓄	防災資機材、食料等

②当会の取組

項目	年月	備考
和歌山県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進	R2年度 R3年度 R4年度 R5年度 R6年度	15件加入 10件加入 (加入実績なし) 2件加入 3件加入
会員事業者への意識啓発（防災情報の提供）	随時	『商工会報』を活用
商工会BCPの作成	R3.3	

2 課題

- ・『岩出市地域防災計画』において、当商工会が災害対策に関して処理すべき業務が定められている（第5節 市の実施責任と防災関係機関の業務大綱）が、当市と当商工会の間で具体的な業務の処理方法のマニュアル等が整備されていない。
- ・当会職員はもとより、事業者にあっても、「危機事象への対応は日常の業務の延長線上にある」という意識を持ち業務に従事する必要がある。
- ・対面を主体とした啓発手法以外に、SNSの活用など、より効果的な啓発手法を検討する必要がある。
- ・損害保険や火災共済に係る専門知識を持ち、事業者に対し助言等を行える当会職員が不足している。
- ・感染症対策について、小規模事業者に対して感染拡大防止のためのルール作りや感染拡大に備え、マスクや消毒液の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知する。

3 目標

○成果目標

年度	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	合計
事業継続力強化計画策定事業者数	7	7	7	7	7	3 5
啓発者数（計画策定、災害リスク周知）	6 6 3	6 6 3	6 6 3	6 6 3	6 6 3	3, 3 1 5
フォローアップ事業者数	7	1 4	2 1	2 8	3 5	1 0 5
小規模事業者数 （R 3 経済センサス）	1, 0 9 0					-

○実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させる	・地域防災訓練会場における啓発チラシの配布	1 回／年
		・HP等での情報発信	随時
小規模事業者の事業継続力の獲得と向上	地区内小規模事業者の事業継続力の獲得と向上に向け、訓練や事業継続力強化計画の作成等を支援	・専門家派遣の斡旋 ・職員の派遣	7 事業者／年
事業継続力強化計画策定の推進	計画策定済み事業者を称揚し後続事業者の呼び水とする。	・事業所名をHPに掲載	随時
発災時の連絡体制の整備	当会と当市との間で、発災時における連絡を円滑に行える体制を整備	当会と当市の担当者会議を開催するなど、発災時の連絡方法や連絡時期を確認	年 1 回
復旧に向けた連携の強化	当会と当市との間で、速やかに復旧支援が行えるよう、情報共有や支援体制を整備	当会と当市の担当者会議を開催し、復旧に向けた情報共有や関係者会議の開催時期、支援内容等を確認	年 1 回
保険・共済に対する助言	保険・共済に対する助言を行える当会職員の育成	損保会社や火災共済等と共同で巡回指導(OJT)	年 3 回 延 15 件

4 その他

建設関係の事業者は、復旧の原動力となることから、同事業者（団体）との連携を密にする。

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

（1）事前の対策

発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるように事前の対策を強化する。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（システムやデータのバックアップの必要性、事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・商工会報等を活用し、「令和6年能登半島地震」により被災した商工業者等の実状を紹介し、事業者BCP策定の一助とする。
- ・商工会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む。）の策定による実効性のある取組の推進、効果的な訓練等について指導、助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・様々な感染症は、新型コロナウイルス感染症で経験したとおり、時と場所を選ばず発生し、感染状況も日々変化するため、事業者には、常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく冷静に対応することを周知する。
- ・併せて、事業者に対し、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、テレワーク環境を整備するための情報や支援策を提供する。

②商工会自身の事業継続計画の作成

- ・岩出市商工会事業継続計画（令和3年3月策定）

③関係団体等との連携

- ・特定非営利活動法人事業継続推進機構や和歌山県が包括連携協定を結ぶ損保会社、和歌山県火災共済協同組合等に講師の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーを広域地域エリアの商工会と共同して実施する。
- ・関係機関、関係する団体に対し、普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催を依頼する。
- ・連携している損保会社や火災共済等と共同して巡回指導を行い、保険・共済に対する助言を行うことができる商工会職員をOJTで育成する。

④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・当市防災担当部局・商工担当部局と当会とで、本計画の進捗状況の確認、改善点等について協議する場（以下「フォローアップ会議」という。）を年1回以上設ける。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・南海トラフ巨大地震が発生し、震度 6 強の揺れが観測されたと仮定し、当市と当会との連絡ルートの確認等を行う（フォローアップ会議の開催に合わせて実施する。）。

（２）発災後の対策

自然災害等の発災時には、職員の安全確保が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・当会は、発災後 1 時間以内に職員の安否確認を行う。
（職員の安否や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）
- ・感染症の流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

②応急対策の方針決定

- ・当会と当市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（台風・豪雨における場合）

職員は、豪雨や暴風等の状況が身体に危険を及ぼす恐れがあると判断した場合は、出勤せず、自身や家族の安全を確保し気象状況等が改善し安全の確認が取れた後に出勤する。

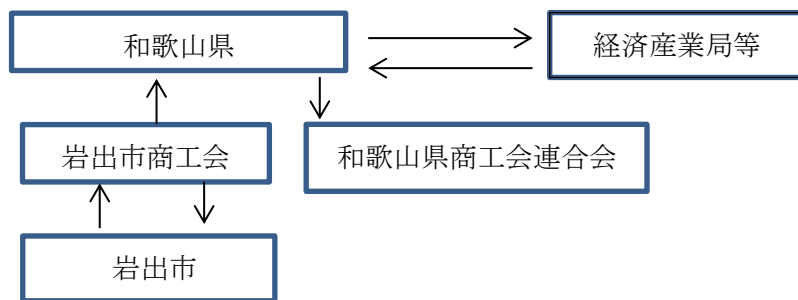
大規模な被害がある	・地区内 1 0 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1 %程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0. 1 %程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

※地震の際も、上記に準ずるものとする。

③発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・被災地域での活動に当たり、迅速な注意喚起、点検、避難誘導など二次被害防止活動の実施についてあらかじめ検討を行う。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報は、和歌山県地域防災計画や当市地域防災計画に基づき関係機関に報告するほか、県の指定する方法で当会から県に報告する。



④応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・当会は、原則として発災後３日以内に、安全性が確認された場所（当市と協議のうえ決定）において「緊急相談窓口」（以下「相談窓口」という。）を開設する。（国の依頼を受けた場合は「特別相談窓口」を開設する。）
- ・相談窓口では、地区内小規模事業者等の詳細な被害状況等の確認を行うとともに、地区内小規模事業者等に対し、応急時に有効な被災事業者向け施策（国、県、当市等の施策）の周知を行う。

⑤地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、当会及び当市の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、県や和歌山県商工会連合会に相談する。

⑥その他

- ・本計画は、当会及び当市のウェブサイト及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに県商工振興課に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和7年1月現在)	
1 実施体制 （当会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／当市の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／当会と当市の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
岩出市商工会 法定経営指導員、経営指導員、 経営支援員、他職員 ⇄ 岩出市 総務課(防災担当) 産業振興課(商工担当)	
2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 榎本 実（連絡先は下記3（1）参照）	
(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言	
・ 本計画の具体的な取組の企画や実行	
・ 本計画の進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	
3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
(1) 商工会／商工会議所 岩出市商工会 〒649-6232 和歌山県岩出市荊本77-3 TEL：0736-62-7111 / FAX：0736-62-6143 E-mail：info-iwade@w-shokokai.or.jp	
(2) 関係市町村 岩出市役所（〒649-6292 和歌山県岩出市西野209） 事業部 産業振興課 TEL：0736-63-5840 / FAX：0736-63-5841 E-mail：sanshin@city.iwade.lg.jp 総務部 危機管理室 TEL：0736-62-2141 / FAX：0736-63-0075 E-mail：kikikanri@city.iwade.lg.jp	

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・セミナー開催費	200	200	200	200	200
・啓発チラシ等の作製費	150	150	150	150	150
・通信運搬費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、岩出市補助金、和歌山県小規模事業経営支援事業費補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。